

北斗市飲食店等事業継続助成事業補助金

市では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による経済活動の収縮に伴い、市内の飲食店等事業者が甚大な影響があることを鑑み、飲食店等(業種は問いません)の事業の継続を支援するために、家賃の一部を補助します。

●対象事業者・支給要件等

次のすべての要件に該当すること

- 令和2年4月17日時点で市内に所在しており、申請時点において市内で営業していること。
- 通年営業しており、週におおむね5日以上営業していること。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月から6月までのいずれかの月における売上げが、前年の2月から6月までのいずれかの月と比較して2割以上減少していること。ただし、事業所の営業期間が1年未満である場合は、令和2年2月から6月までのいずれかの月における売上げが、いずれかの月と比較して2割以上減少していること。
- 常時使用する従業員が30人以下の法人又は個人であること。
- 家賃が発生しており、かつ貸主が個人事業主本人又は当該法人に属していないこと。
※生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者である事業者については、対象者から除きます。

●補助金額

最大9万円(令和2年4～6月分の家賃に相当する額。1事業所当たり1ヵ月3万円を限度とする。)
※事業所併用住宅の家賃は、事業所部分の床面積と住宅部分の床面積を按分して得たもの(その額に1円未満の端数を生じるときは、これを切り捨てた額)とします。

●提出書類

- 申請書
- 当該事業所の施設の実態及び業種が確認できる書類の写し(確定申告書、各種法規に基づく営業許可証の写しなど)
- 売上げの減少を証明できる帳簿等の写し(売上台帳の写しなど)
- 事業所の家賃が分かる賃貸借契約書の写し
※契約書が無い場合は、家賃としての支払いが分かる書類(貸主からの受領証明書など)
- 従業員の人数が分かる書類(賃金台帳等の写し)
※個人事業主であり、1人でお仕事をされている場合は、確定申告書の写し
- 通帳の写し(口座名義人、口座番号、口座種別、金融機関名、支店名が分かるページの写し)
- 本人確認書類の写し
※個人事業者のみ(運転免許証、パスポート、保険証等の写し)

●申請期限

令和2年7月31日(金)まで(消印有効)

●申請方法

郵送のみで受付し、要件等の確認・交付決定後、交付決定日から1週間程度で指定口座に振込みます。
※感染症の拡大防止のため、ご持参による申請は受け付けておりません。

問 市役所水産商工労働課商工労働係
[内線285～287]

市内企業をみんなで盛り上げよう

北斗市 商工会企業応援掲示板



北斗市商工会では、新型コロナウイルス感染拡大防止のための外出自粛により、利用客が減少している飲食店等の市内企業を支援するため、ウェブサイト「企業応援掲示板」を開設しました。

この掲示板では、商品(在庫)販売情報、飲食テイクアウト・出前情報のコーナーがあり、商品メニューや販売方法、連絡先などの情報が掲載されていますので、市内企業の盛り上げに向け、ぜひご利用ください。

HP <https://hokuto-sci.jp/ohen/>

掲載企業を募集しています

北斗市商工会では、「企業応援掲示板」に掲載を希望する市内企業を引き続き募集しています。ホームページから直接申し込みいただくか、北斗市商工会にお問い合わせください。

問 北斗市商工会本所 ☎73-2408
北斗市商工会支所 ☎77-8107

北斗市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金

市では、新型コロナウイルス感染拡大防止のための対策を講じた飲食店や自主的に休業を行う事業者及び北海道の休業要請に応じた事業者へ、北海道の協力金と合わせて一律30万円となるよう、感染拡大防止協力金を助成します。

対象事業者・支給要件等

	対象者①	対象者②	対象者③	対象者④	対象者⑤
対象者	道の休業要請・協力依頼対象施設を営む法人	道の休業要請・協力依頼対象施設を営む個人事業者	酒類の提供がある飲食店で19時以降、酒類の提供をやめた事業者	酒類の提供がない飲食店で感染防止対策を実施した事業者	自主的に5月2日～5月6日の間、連続して休業している事業者(事務所のみの事業者は対象外)
	法人	個人事業者	法人・個人事業者		
北海道の給付	30万円	20万円	10万円	給付対象外	
北斗市の給付	給付対象外	10万円 道の支援金に市が上乗せ(追支給)		30万円 市独自の支給	
対象施設	道の休業要請・協力依頼の対象施設 ※詳細は道のホームページを確認してください。		酒類の提供がある飲食店	酒類の提供がない飲食店(従来19時前に閉店する酒類の提供がある飲食店を含む)	・北海道の休業要請対象外施設であり、北斗市内の施設・店舗
	【例】 ・スナック、バー、カラオケボックス、ネットカフェ ・スポーツクラブ、パチンコ ・映画館 ・ホテル ・ビデオレンタル、エステサロン、フォトスタジオ ・学習塾、自動車教習所、音楽教室など		【例】 ・料理店、居酒屋、喫茶店など		【例】 ・小売店(食料品、日用雑貨、靴、衣料品、文具、酒、花、GS、自転車、家電、家具など) ・サービス業(理髪店、美容院、クリーニングなど)など
支給要件	・4/25(土)から5/15(金)まで継続して休業 ・営業再開に向けて感染防止対策の実施		・4/25(土)から5/15(金)まで継続して酒類提供時間を19時までに短縮 ・感染防止対策の実施	・5/2(土)から5/15(金)まで継続して感染防止対策の実施	・5/2(土)から5/6(水)の間の休業 ・5/7(木)から5/15(金)まで継続して感染防止対策の実施
申請期限	令和2年7月31日(金)まで(消印有効) ※申請書類については各ホームページをご覧ください。				
申込先	北海道へ申請 〒060-8791(住所不要) 北海道休業協力・感染リスク低減支援金事業運営事務局			北斗市へ申請 〒049-0192北斗市中央1丁目3番10号 北斗市水産商工労働課商工労働係	
申請方法	・郵送(簡易書留や一般書留、レターパックプラスでの郵送に限る) ・電子申請(http://hokkaido-support.jp)			郵送のみ ※感染症の拡大防止のため、ご持参による申請は受け付けておりません。 ※要件等の確認・交付決定後、交付決定日から1週間程度で指定口座に振込みます。	
問い合わせ先	支援金コールセンター ☎011-351-6469 受付 8時45分～17時30分(6月14日まで土日も開設) HP http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/sienkin.htm			市役所水産商工労働課商工労働係 [内線285～287] HP https://www.city.hokuto.hokkaido.jp/docs/6390.html	

感染防止対策

- ・3密(密閉、密集、密接)防止(換気や行列間隔)
- ・飛沫感染・接触感染防止(従業員のマスク着用)
- ・移動時の感染防止(時差出勤)
- ・発熱者等の施設への入場防止(従業員・来訪者の検温・体調確認)

ご注意

- ・対象者①～③は、北斗市の施設(店舗)はもとより、道内すべての事業所(施設)の支給要件を満たす場合が対象となります。
- ・対象者④・⑤は、店舗ごとに申請が必要となります。

北斗市雇用調整助成金

雇用調整助成金とは、経済的な理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業者が、労働者に対して一時的に休業、教育又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成する国の支援制度です。現在、新型コロナウイルス感染症の影響による特例措置が実施されています。

市では、以下の要件を満たす事業者の方へ、国の雇用調整助成金に上乗せして助成を行っています。

■対象となる事業者

- 市内に所在する事業所の事業主である
- 国の雇用調整助成金の支給決定を受けた事業主である
※判定基礎期間が令和2年2月28日から令和2年6月30日に係るものに限る
- 雇用保険法施行規則第102条の3に規定する中小企業事業主に該当する

■補助金額

雇用調整助成金の支給決定金額に8分の1または18分の1を乗じた額(1事業所につき1会計年度100万円を限度)

■申請方法

ハローワーク(国)での雇用調整助成金の決定後に、下記の必要書類を添え市役所水産商工労働課に申請してください。

- 北斗市雇用調整助成金交付申請書
- 雇用調整助成金の支給決定書の写し
- 雇用調整助成金に係る国への提出書類の写し

国の雇用調整助成金の申請方法については、厚生労働省ホームページをご覧ください。

雇用調整助成金の申請費用の補助について

市では、雇用調整助成金の交付決定を受けた事業者のうち、申請書作成を社会保険労務士に依頼して行った場合の費用を補助します。

ただし、補助対象となるのは新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例措置を受ける場合のみです。

■補助額

雇用調整助成金の支給決定金額の20%以内(1事業者あたり上限20万円)

問 市役所水産商工労働課商工労働係
[内線285~287]

HP <https://www.city.hokuto.hokkaido.jp/docs/6388.html>

北斗市中小企業振興資金 新型コロナウイルス感染症対策[拡充]

市では、中小企業の経営安定や事業拡大など、経営に必要とする資金を円滑に調達していただくために、北海道信用保証協会と市内金融機関の協力を得て、市独自の融資制度を設けていますが、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けている中小企業者を対象に、融資枠を拡充しています。

■対象となる事業者

次の①から⑤のすべてに該当する中小企業者

- ①北斗市内に独立した事業所または店舗がある
- ②同一事業を引き続き1年以上営んでいる
- ③市税などを完納している
- ④次のア又はイの条件に該当している

ア 常時使用する従業員が30人以下の企業
または個人

イ 事業協同組合、企業組合

- ⑤次のア又はイの条件に該当している

ア 原則として最近3か月間の売上高等が前年同期比で5%以上減少した(もしくは減少することが見込まれる)事業者

イ 原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して15%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して15%以上減少することが見込まれる事業者

■融資条件

資金使途	運転資金に限る(設備資金は対象外)
融資限度額	1,000万円以内 (中小企業振興資金の融資額とは別枠で融資可能)
融資期間	10年以内(うち据置2年以上)
融資利率	年1.9% ※利子:利率年1%を市が助成 (実質的な利率は0.9%)
保証人・担保等	連帯保証人2名以内、必要に応じ担保を徴収します。 北海道信用保証協会の債務保証付きとなります。 信用保証料:全額を市が助成
取扱金融機関	▽道南うみ街信用金庫北斗支店・七重浜支店 ▽函館商工信用組合北斗支店 ▽みちのく銀行七重浜支店 ▽渡島信用金庫上磯支店・大野支店 ▽北洋銀行七重浜支店
その他	・令和3年1月31日までに融資が実行されること。 ・金融機関の審査が必要となります。

問 市役所水産商工労働課商工労働係
[内線285~287]

HP <https://www.city.hokuto.hokkaido.jp/docs/1634.html>